

西宮市入札監視委員会議事概要書
(令和3年度第1回)

開催日	令和3年7月29日(木)～30日(金) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合開催は行わず、契約担当者が各委員を訪問するかたちで開催した	
開催場所	各委員の指定する場所	
出席委員	委員長 萩田 満 委員 槇下 伸一郎 瀧 久範	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	総件数	6件 (備考)
	一般競争入札	2件 ・契約管理課 一般競争(総合評価方式)1件 指名競争1件 随意契約1件
	指名競争入札	2件 ・上下水道局 一般競争(総合評価方式)1件 指名競争1件 随意契約1件
	随意契約	2件
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 低入札価格調査を実施した結果、当該調査対象者が落札者とならなかった場合、その後の流れは。 予定価格が事前公表である指名競争入札であるにも関わらず、予定価格を超過している業者がいるのはなぜか。 指名停止事由が同じ贈賄によるものについて、その停止期間が異なることがあるのはなぜか。 	
委員からの意見・質問に対する回答	<ol style="list-style-type: none"> 次順位が低入札価格調査の対象であった場合は、調査を実施する。調査基準価格を超え、予定価格以下であった場合は、落札決定となる。 開札後、当該業者から無効となった理由の問い合わせがあった。指名通知書中の予定価格を見落としたものと思われる。 贈賄を行った地域の違いによる。市の指名停止基準に基づき、県外の公共機関の職員に対するものであれば6ヶ月、県内の公共機関の職員に対するものであれば9ヶ月となる。 ※本市職員に対する贈賄は、24ヶ月の指名停止となる。 	
委員会による意見具申又は勧告の内容	抽出案件については全て適正に執行されている。	